

2013年1月16日

各位

株式会社りそな銀行

取引あんしん信託（エスクロー信託）の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、本日より、「取引あんしん信託（エスクロー信託）」の取扱いを開始します。

商品、不動産等の売買取引に際し、中立的な第三者が取引における資金決済の安全性を確保する「エスクローサービス（※）」は、契約不履行や代金未払いといったリスクを分離する手段の一つとして米国を中心に幅広く活用されていますが、わが国においてはこれまで利用手段が乏しく、限定的な利用にとどまっています。

（※）エスクローとは様々な取引における資金決済の安全性を確保するための仲介サービスです。詳しくは別紙をご覧ください。

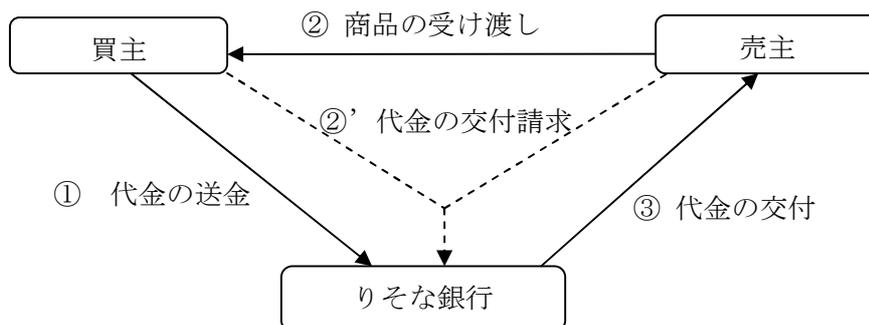
<エスクローサービス利用のメリット>

買い手側：売り手から購入した商品を受け取れなかったり、受け取った商品が取引内容と異なる場合に、取引を破棄して返金を受けることができます。

売り手側：買い手が代金を支払ったことを確認後に商品の受け渡しができるため、代金を確実に受け取ることが出来ます。

りそな銀行の「取引あんしん信託（エスクロー信託）」は、この「エスクローサービス」を、信託銀行の持つ金銭の運用・管理機能の活用を通じて可能にした商品です。具体的には、当社が各種取引において決済代金を一時的にお預かりし、安全に管理・運用します。その後、商品の受け渡し等が行われる際に、売主・買主双方の合意をもって代金を売主に交付します。お取引の条件や形態に合わせて取り扱うことが可能であり、多種多様なお取引の場面でご利用いただくことができます。

《ご利用イメージ図》 詳しい商品の内容は、別紙「商品概要説明」をご参照下さい



信託のご契約者	買主（原則法人のお客さま）
お受取人	売主
対象取引	不動産取引やその他の様々なお取引においてご利用いただけます。 （詳しくは下記の「ご利用が想定される取引」をご参照下さい。）
運用商品	合同運用指定金銭信託
代金の交付方法	売主・買主の合意により売主に交付します。

《ご利用が想定される取引事例》

取引事例	ご利用方法	代金を受け取る側のメリット	代金を支払う側のメリット
不動産取引 信託ご契約者：買主 お受取人：売主	買主は前払金を売主に交付せず、りそな銀行が信託でお預かりします。	売買代金が信託されることにより、資金決済の安定性が確保されます。	不慮の事由等による取引不成立時に、確実に金銭の返還を受けることが出来ます。
システム受発注取引 信託ご契約者：受注者 お受取人：受注者	受注者が発注者より受領した前受金を、りそな銀行が信託でお預かりします。発注者は受注者が受領した前受金の使用に関与することができます。	前受金の用途を明確にすることで、取引代金管理の透明性を高めることができます。	受注者が受領した前受金の用途に関与することで、不正利用等の防止が図れます。
商品売買取引 信託ご契約者：購入者 お受取人：販売者	購入者は代金を販売者に交付せず、決済に問題が無いことが確認できるまでりそな銀行が信託でお預かりします。	対象物品の信用補完につながるとともに、購入代金が信託されることにより、資金決済の安定性が確保されます。	対象物品に瑕疵がある状態での決済が抑止され、取引の安全性が高まります。

りそなグループでは、今後もお客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

【商品概要】

項目	内容
商品名	取引あんしん信託（エスクロー信託）
信託の種類	合同運用指定金銭信託
委託者の属性	（原則）法人
目的	売買代金等の管理・運用
対象取引	不動産取引やその他の様々なお取引においてご利用いただけます。
委託者	（原則）買主
第一受益者	委託者と同じ
第二受益者	（原則）売主
信託期間	信託契約に定める終了事由に該当することとなった日まで
信託報酬（※）	<p>【契約時報酬】</p> 以下のいずれか大きい方 1. 当初信託元本価額に0.5%を乗じて計算された額に消費税額を加算した額 2. 500千円に消費税額を加算した額 <p>【定例管理報酬】</p> 申し受けません <p>【追加信託時報酬】</p> 当初信託元本価額と追加信託元本価額の合計額に0.5%を乗じて計算された額から契約時報酬および受領済の追加信託時報酬を除いた額に消費税額を加算した額
中途解約	本信託は、中途解約できません。但し、受益者双方の合意のほか、信託契約に定める以下の事由に限り、解約できるものとします。 1. 売買契約等の代金が、第二受益者に支払われるべき（または支払われるべきではない）旨の記載のある裁判所の確定判決や調停調書等、財産の交付先を確定する公的な書面の、当社所定の手続による提出 2. 売買契約等における売買対象物件の所有権移転を確認できる不動産謄本等、代金交付時期の到来が客観的に確認できる資料の当社の所定の手続による提出
中途解約手数料	申し受けません

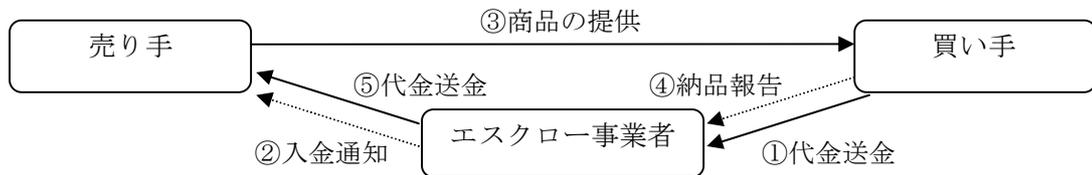
（※）一般的な不動産取引でのご利用の場合の報酬額です。その他の取引でのご利用に際しては、別途ご相談のうえ決定させていただきます。

○ お申し込みに際しては、審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。

《ご参考》一般的なエスクローサービスについて

エスクローとは、様々な取引における資金決済の安全性を確保するための仲介サービスです。

【エスクローサービスのイメージ図】



（買い手側のメリット）

売り手から購入した商品を受け取れなかったり、受け取った商品が取引内容と異なる場合に、取引を破棄して返金を受けることができます。

（売り手側のメリット）

買い手が代金を支払ったことを確認してから商品の受け渡しができるため、代金を確実に受け取ることが出来ます。